### 令和6年度いじめ未然防止プログラム「活動のマトリクス」

学校名 北海道剣淵高等学校

道徳、総合的な 学習の時間、特別 活動等の教科・領 域の関連を図った プログラム

イ 子ども会議等の 児童会・生徒会活 動との関連を図っ たプログラム ウ 社会教育(家庭 や地域)と連携し た体験活動との関 連を図ったプログ ラム ぞ (その他) 道徳教育・人権教育・情報 音・人権教育等との関 モラル教育等との関連を図ったプログラム

1 居場所が主

【A 定期的な教育相談の 実施】

・各年次3回の教育相談 を実施し、学級づくりの 支援策として担任以外 の教師が生徒と教育相 談を行う。 【D①体育大会】

・全校一斉の体育大会を実施することで上級生と下級 生の望ましい人間関係形成 を目指す。

【D②カルタ大会】

・全校生徒で百人一首(伝統芸能の継承)をすることで 人間関係の構築を目指す。 【G 定期的な販売会の 実施】

・年間20回以上の町内外の販売実習を実施することで、自分以外の異なる考えや立場の人を理解し、コミュニケーション能力を育成する。

【J 情報に関する教室】

・スマートフォン等による インターネットの利用につ いて、そのルールやマナー について理解を深めてトラ ブルを防止するとともに望 ましい使い方を学ぶ。

② # **児童が主体** 

【B 宿泊研修】

・宿泊研修の班作りや共同作業、ゲームを通したコミュニケーション能力を 育成する。 【E 剣淵町青少年健全育 成標語コンクール】

・いじめ・非行防止・薬物 乱用の標語等を作成する。また、作品を一覧にして発表する機会を設ける。

【H①委託実習】

・職業観や勤労観の形成を図り、地域社会の重要性を学ぶ。

【H②ボランティア活動】

- ・学童ボランティア
- · English&cafeteria
- ふれあい広場

【K 体験入学】

・中学生向けの体験入学において、高校生が教師役となり中学生に実技指導を行う。

(3) 環境 (3) 環境

【C①クリーン作戦】

・人間尊重の精神に立って社会の中で共に生き 豊かな人間性を養う

【C②全校一斉清掃活動】 ・全校生徒で清掃するこ

・全校生徒で清掃することで仲間との協力の在り方を考える。

【F①タウンミーティング の実施】

・町長をはじめとする大人 と直接対話を進めることで 望ましい環境づくりを図 る。

【F②学習環境の整備】

・生徒会の各委員会が規範 意識等の向上を図る掲示物 の作成、掲示をする。 【I奉仕活動】

・全校生徒と保護者で公 共施設や福祉施設の花壇 造りを行うことで町内や 公共施設の美化に努める と同時にボランティア精 神を養う。 【L 保育所・小学校・中 学校連携授業の実施】

・菜園活動の一環として 植物を育て、命の大切さや 食の大切さを学ぶ。また、 異種間の対話を通して自 他を尊重する気持ちを育 む。

 $\longleftrightarrow$ 

は、活動のつながりを示しています。

### 令和6年度いじめ未然防止プログラム「年間の取組計画」

#### 【本校の取組の特徴】

- ●委託実習を通して自分と異なる考えや立場の人を理解し、職業観や勤労観の醸成を図る。また、農産物の販売実習を通して、生徒同士の協力やお客様への対応を学ぶことで自己有用感を育む。
- ●生徒の実態を把握するために、教育相談週間の設定や「気になる生徒」の指導の在り方について、 情報共有や共通理解を図る。

月	項目 学校 行事等	ア 道徳、総合的 な学習の時間、 特別活動等の教 科・領域等の関 連を図ったプロ グラム	イ 子ども会議等 の児童会・生建会 活動との関クラ ム	ウ 社会教育 (家庭・地域)と連携 した体験活動と の関連を図った プログラム	エ (その他)道徳 教育・人権教育・ 情報モラル教育 等との関連を図 ったプログラム	備考
4	始業式・入学式 対面式 剣友会オリエンテーション 年度始め総会 クリーン作戦	★ 定期的な教育相 談の実施【居】 クリーン作戦 【環】		【通年】 ボランティア活動【居】		個人面談① (3年次)
5	奉仕活動 地域参観日		【通年】 学習環境の整備 【環】	定期的な販 売会の実施 【居】	/D ** **	個人面談① (1年次)
6	宿泊研修 委託実習 資格取得講習	宿泊研修【絆】		委託実習 【絆】	保育所・小学 校・中学校連携授業の実施 【居】	いじめ調査① 個人面談① (2年次
7	産業現場実習 委託実習 地域参観日 卒業生進路講話 アカデミックインターンシップ 性に関する教室	【通年】 全校一斉清掃活 動【環】		I	デートDV講座の実施 一一で関する教室【居】	(2+%)
8	町内農家実習 委託実習 地域参観日		剣淵町青少年	表記中羽		個人面談② (3年次)
9	剣淵町青少年健全育 成標語コンクール		健全育成標語 コンクール 【絆】	会託実習 【絆】 【絆】		
10	職業別進路講話 情報に関する教室 地域参観日 中学生一日体験入学		体育大会【居】		体験入学【絆】 情報に関する教 室【居】	
12	大学による出前授業 薬物乱用防止教室 カルタ大会 タウンミーティング		タウンミーテ ィングの実施 【環】	赤い羽根募 金の実施 【居】	薬物乱用防止 教室【居】	個人面談 (2年次) 年間の取組
1	予選会					年間の取組 反省 学校基本方 針の見直し
2	ふれあい昼食会 スキー遠足 高校内企業説明会 卒業式		予餞会【居】	•	ふれあい広場 【絆】 中学校との連携授業の実施	年間活動計 画の重点項 目・観点の 検討
3	1-4-4	11			【居】	年間活動計画の決定

# 学校いじめ防止基本方針

&

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



令和6年 6月 改訂

北海道剣淵高等学校

学校いじめ防止基本方針

### 1「学校いじめ防止基本方針」の策定

#### 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

■ 「学校いじめ防止基本方針」

(第13条)学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、 その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本 的な方針を定めるものとする。

■ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

(第22条)学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等い関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 2 いじめの理解

#### (1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第二条)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等の一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるのもを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と規定されていますが、行為の対象となった生徒の苦痛を感じていたら、それはいじめです。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

\*ポイント1: 「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

\*ポイント2: 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な

圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

\*ポイント3: 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられた

り、隠されたりすることなど。

\*ポイント4:「けんか」や「ふざけ合い」などに潜む、表に現れにくい心理的な

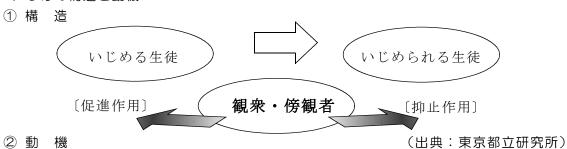
被害も見逃せない。

\*ポイント5:排他的感情や自己中心的感情を抱く生徒の心理状況を分析した指導

#### (2) いじめに対する基本的な考え方(認識)

- •「いじめ」は、「人権に関わる重大な問題」、「卑怯な行為」。
- •「いじめ」は、「どんな理由があろうとも許されるのは一切ない」。
- •「いじめ」は、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」。
- •「いじめ」の 「未然防止・早期発見・初期対応」に努める。
- ・いじめられている子どもを最後まで守り抜くという強い信念をもつ。

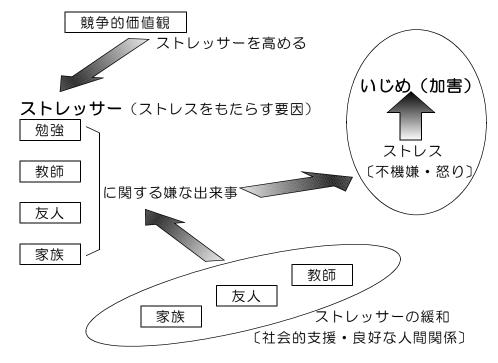
#### (3) いじめの構造と動機



- ・嫉 妬 心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支 配 欲 (相手を思い通りに支配しようとする)
- ・愉快犯 (遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強い者に追従する、数の多い側に入っていたい)
- ・嫌 悪 感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- 反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満 (いらいらを晴らしたい)

#### 参考例: いじめの背景にあるストレス等の要因

いじめ加害に向かわせる要因の関係モデル(出典:国立教育政策研究所)



#### (4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、 小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲 間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

- (5) いじめの「解消」の判断
  - いじめが「解消している」状態とは、次の三つの要件が満たされている状態を指す。
  - ①いじめに係る行為が止んでいること。
    - 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。
  - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
    - 被害生徒本人及びその保護者に対して、面談等により確認を行う。
  - ③上記の要件をいじめ対策委員会で判断すること。

#### 3 いじめ防止の指導体制(組織的対応)

いじめに対する正しい認識について共通理解をはかり、以下のとおり全教育活動を通した生徒指導を展開する。

(1)日常の指導体制(未然防止・早期発見)

- •••••別紙1
- (2) 重大事態・緊急事態の組織対応(いじめを認知した場合の対応)・・・・・別紙2

#### 4 いじめの予防

- (1) 学業指導の充実
  - ・規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
  - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり
- (2)特別活動、道徳教育の充実
  - ・ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり
  - ボランティア活動
- (3)教育相談の充実
  - 各年次毎の個別面談、寮生面談、随時面談
- (4)人権教育の充実
  - ・教科指導を通じた人権意識の啓発
  - 特別教室
- (5)情報教育の充実
  - ・教科「情報」におけるモラル教育
- (6) 保護者・地域との連携
  - いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・授業公開、行事公開、HPでの教育活動の公開
- (7) 居場所づくり、絆づくり
  - 授業や行事におけるどの生徒も成就感を味わえる場面づくり
  - 主体的に取り組む協同的な活動を通して自己有用感を感ずる集団づくり

### 5 いじめの早期発見

#### (1) いじめ発見

いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

- (2)「いじめられている生徒」と「いじめている生徒」のサインの察知 ・・・別紙3、4
- (3) 相談体制の整備
  - 相談窓口の設置、生徒や保護者への周知
- (4) 定期的調査の実施
  - ・「いじめ」アンケート(6月、10月)
- (5)情報共有、対応策の策定
  - 報告経路の明示、報告の徹底
  - ・ 職員会議等での情報共有
  - ・要配慮生徒の実態把握、指導
  - ・進級時の引継ぎ

#### 6 いじめへの対応

- (1) 生徒への対応
  - ① 「いじめられている生徒」への対応 いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、 全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。
    - ・安全・安心を確保する

- 心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える

- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる
- ・継続的な指導を約束する
- ② 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

#### (2)関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったり する集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- 望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

#### (3) 保護者への対応

- ① 「いじめられている生徒」の保護者に対して 相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、 少しでも安心感を与えられるよう配慮する。
  - ・じっくりと話を聞く

- ・継続的な指導を約束する
- ・苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
- ② 「いじめている生徒」の保護者に対して 事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
  - いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する
  - ・生徒や保護者の心情に配慮する
  - ・行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを理解してもらう。
- ③ 保護者同士が対立する場合など 教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある
  - ・慎重さも大切だが、時間をおかない
  - 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
  - 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
  - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

#### (4)関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
  - 認知したいじめの報告
  - ・関係生徒への支援・指導や保護者への対応についての助言
  - 関係機関との調整
- ② 警察との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われることがある
  - ・ 犯罪等の違法行為がある場合がある
- ③ 福祉関係機関との連携
  - 家庭での養育に関する指導・助言
  - ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

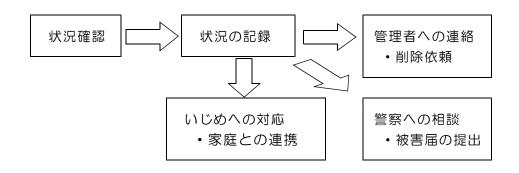
#### 7 ネットいじめへの対応

#### (1) ネットいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- 特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する。

※ 犯罪行為

- (2) ネットいじめの予防
  - ① 保護者への啓発
  - •フィルタリングの推進
  - ・保護者の見守り
  - ② 情報教育の充実
  - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
  - ③ ネット社会についての講話(防犯)の実施
  - ・特別教室の開催
- (3) ネットいじめへの対処
  - ① ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ネットパトロール
  - ② 不当な書き込みへの対処



### 8 重大事態への対応

- (1) 重大事態・緊急事態の発生
  - ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている。
  - ・ 生徒が自殺を図る場合
  - ・精神性の疾患を発症する場合
  - 身体に重大な障害を負う場合
  - ・高額の金品を奪い取られる場合

※ 犯罪行為

- ② 生徒が長期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている。
- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続しないが断続的に欠席を繰り返す場合
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
  - ① 道教委への報告
  - ② 道教委設置の緊急調査組織の協力依頼
  - ③ 管内支援チーム・関係機関への支援要請

### 日常の指導体制 (未然防止・早期発見)

管 理 職

《構成員》校長、教頭

- 学校いじめ防止基本方針
  - ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者や地域との連携

【報告】

教育委員会

### いじめ対策委員会

【緊急対応】

《構成員》校長、教頭、生徒指導部長、担任、養護教諭、特別支援委員会、CN、SC (警察、PTA)

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- 年間指導計画の調整
- 校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針の策定

【情報共有】 【対策策定】

生徒指導部 (職員会議)



### 未然防止

- ◇学業指導の充実
  - ・ 学びに向かう集団づくり
  - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
  - ホームルーム活動の充実
  - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
  - 定期面談、随時面談
- ◇人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
  - 講演会
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者や地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・教育活動の公開

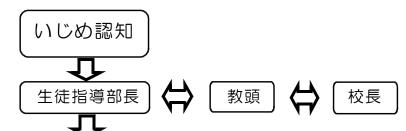
## 早期発見

- ◇情報の収集
  - ・教員の観察による気付き
  - ・ 養護教諭からの情報
  - 相談・訴え

(生徒・保護者・地域等)

- アンケート
- 各種調查、分析
- 面談
- ◇相談体制の確立
  - 相談窓口の設置、周知
- ◇情報の共有
  - 報告経路の明示、報告の徹底
  - ・ 職員会議等での情報共有
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・進級時の引継ぎ

### 重大事態・緊急事態時の組織対応



### いじめ対策委員会の設置

【緊急対応】

- ◆構成員(緊急性・重大性に応じて随時設置) 校長、教頭、生徒指導部長、担任、養護教諭、 特別支援委員会、CN、SC (警察、PTA)
- ◆いじめ認知、報告
- ◆調査方針・方法等の決定 目的、優先順位、担当、期日 等

### 職員会議

【情報共有】 【対策策定】

保護者

域

民生委員

町教委

地

### 調査・事実関係の把握

◆指導方針・指導体制の確立 指導・支援の対象と具体的な手立て

- •特定(被害生徒・保護者、加害生徒・保護者) ※懲戒
- •一部(観衆、傍観者)
- ・全体(全体、学年、クラス)

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

◆事態収束の判断

いじめに係る行為が止んでいること 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### 【重大事態】

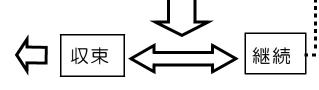
教育委員会 【報 告】

### 関係機関

- 警察
- 福祉機関
- 医療機関

【指導·支援】

日常の指導 体制の充実



いじめが解消しても、 継続指導が必要な場合

### 1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場面	サイン	
登校時 朝のSHR	□遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 □教員と視線を合わせず、うつむいている。 □体調不良を訴える。 □提出物を忘れたり、期限に遅れる。 □担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。	
授業中	□保健室・トイレに行くようになる。 □教材等の忘れ物が目立つ。 □机周りが散乱している。 □決められた座席と異なる席に着いている。 □教科書・ノートに汚れがある。 □突然個人名が出される。	
休み時間等	<ul><li>□弁当にいたずらをされる。</li><li>□昼食を教室の自分の席で食べない。</li><li>□用のない場所にいることが多い。</li><li>□ふざけ合っているが表情がさえない。</li><li>□衣服が汚れていたりしている。</li><li>□一人で清掃している。</li></ul>	
放課後等	□慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 □持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 □一人で部活動の準備、片付けをしている。	

### 2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
□教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 □ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 □教員が近づくと、不自然に分散したりする。 □自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み 時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
□嫌なあだ名が聞こえる。 □席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 □何か起こると特定の生徒の名前が出る。 □筆記用具等の貸し借りが多い。
□壁等にいたずら、落書きがある。 □机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

サイン
□学校や友人のことを話さなくなる。 □友人やクラスの不平・不満を□にすることが多くなる。 □朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 □電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 □受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 □不審な電話やメールがある。 □遊ぶ友達が急に変わる。 □部屋に閉じこもったり、家から出ない。
□理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 □理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 □登校時刻になると体調不良を訴える。 □食欲不振・不眠を訴える。
□学習時間が減る。 □成績が下がる。
□持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 □自転車がよくパンクする。 □家庭の品物、金銭がなくなる。 □大きな額の金銭を欲しがる。